○国土交通省告示第四百七十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十七年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年三月八日

国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　砂防法第二条の土地の表示

高野

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

高知県土佐郡大川村高野

字オオトウ　二七二番五地先道路敷　一号及び二号

二七四番四　三号

一一六番　四号

二七二番八　九号

一一四番　十号

一一四番地先道路敷　十一号及び十二号

字クロヌタ　二四四番一　五号及び六号

二四六番三　七号

二四九番　八号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

屋所谷右支

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

高知県長岡郡本山町屋所

字宮谷　七八七番一四　一号から三号まで

字間山　四一九番一　四号

四〇〇番二　十二号から十四号まで

三八〇番二　十五号

三七四番三　十六号

八〇三番四地先道路敷　五号及び六号

八〇三番二　七号

字北トヾロ　七九八番五　八号及び九号

字タケガナロ　八〇四番四　十号及び十一号

○国土交通省告示第四百七十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年三月八日

国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

ツツミ谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

鳥取県八頭郡八頭町岩渕

字古市場　二三七番一　一号

二三七番二　二号及び二十八号

字堤谷　一七六番　三号及び四号

一七五番一　五号及び六号

一七四番三　十九号

一七四番四　二十号

一七八番　二十一号から二十五号まで

字竹部　一六四番　七号

一六五番　八号

字大木林　三八二番一　九号及び十号

字寺谷平　三八一番一〇　十一号

字後山　三九九番三二　十二号

三九九番四一　十三号

字大がりを　一九九番一　二十六号

一九九番一地先河川敷　二十七号

鳥取県八頭郡八頭町才代

字清谷　五六一番　十四号

字ウド谷　五三六番三　十五号

五三五番　十六号

字雨谷　五一三番一　十七号

字割谷　五〇三番　十八号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

田住川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成十五年国土交通省告示第千四百六十号で指定した土地の区域を除く。）

鳥取県西伯郡南部町田住

字清水垰　九六番一　一号

九五番一　二号

字槙山　二三番一　三号

字替伝　一〇四番一　四号及び五号

一〇二番一　七号及び八号

一〇三番　九号

九七番　十号及び十一号

字登峰　一一八番二　六号

○国土交通省告示第四百八十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十八年三月八日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

汐滝谷川

二　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から二十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

岡山県真庭市組

字峪谷場　五七〇番　一号

字小ワン田　五六五番　二号及び十五号

五六二番　三号及び十四号

字小峪　五六〇番　四号、五号及び十一号から十三号まで

字汐滝　三九〇番一　六号

三九一番一一　七号及び八号

五四九番三　九号

五五〇番　十号

五八三番　十六号

五九〇番　十七号及び十九号

字大栗林　五九一番　十八号

五九八番　二十号及び二十一号

字岩尾　五八六番　二十二号

字小段　五七二番　二十三号

ロ　次に掲げる土地に存する標柱二十四号から五十号までを順次結んだ線及び標柱二十四号と五十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

岡山県真庭市組

字山ブロ頭東平　六四一番　二十四号から三十号まで

字山ブロ堤西平　六四二番一　三十一号から三十三号まで

六四二番四　三十九号

字堤尻　六四六番二　三十七号

字堤東平　六四五番一　三十八号

六四四番　四十号及び四十一号

字ワル谷小峪　六四八番一　四十二号及び四十三号

字山ブロ新林　六三九番五　四十四号

六三九番一　四十五号から四十七号まで

六四〇番　四十八号から五十号まで

岡山県真庭市本郷

字山婦路　一一八五番五　三十四号及び三十五号

一一八六番一　三十六号

○国土交通省告示第四百八十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。

平成二十八年三月八日

国土交通大臣　石井　啓一

一　昭和三十九年建設省告示第二千六百八十四号で指定した津野谷川に掲げる土地の区域のうち、次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を昭和三十九年建設省告示第二千六百八十四号で指定した津野谷川に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

鳥取県鳥取市佐治町高山

字上屋敷　一四九番三　一号

一四九番　二号から四号まで

一四五番一　五号から七号まで

一四四番一　八号及び九号

一四四番一地先河川敷　十号から十二号まで

七三番二　十三号から十五号まで